

職員からの苦情相談に関する規則

〔平成17年3月31日〕
人事委員会規則第11号

[沿革] 平成22年6月11日人事委員会規則第20号、27年3月31日第2号、28年3月25日第11号改正

職員からの苦情相談に関する規則をここに公布する。

職員からの苦情相談に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第11号の規定に基づき、職員（離職した職員を含む。以下同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事委員会に対する苦情相談)

第2条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限るものとする。

(1) 離職に関する苦情相談

(2) 法第28条の4又は法第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談

2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第49条の2第1項に規定する審査請求又は法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求に関する事案に係る問題について、苦情の相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(職員相談員)

第3条 人事委員会は、前条の規定による苦情相談の迅速かつ適切な処理を行うため、人事委員会事務局に職員相談員を置く。

2 職員相談員は、人事委員会が人事委員会事務局職員のうちから指名する。

(事案の処理)

第4条 人事委員会は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないとき認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、不利益処分についての審査請求に関する規則（平成27年沖縄県人事委員会規則第2号）第6条又は勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第7号）第4条の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(調査)

第5条 人事委員会は、申出人、任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

(記録の作成)

第6条 人事委員会は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成するものとする。

(秘密の保持)

第7条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、

苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 任命権者は、人事委員会に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し人事委員会が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(人事委員会及び各任命権者の協力)

第9条 人事委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するほか、人事委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、職員からの苦情相談に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

2 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を第15号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員が職員からの苦情相談に関する規則(平成17年沖縄県人事委員会規則第11号)

第5条の規定により人事委員会の事情聴取等に応じる場合

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成15年沖縄県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附 則(平成22年6月11日人事委員会規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日人事委員会規則第2号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日人事委員会規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。